

令和5年10月19日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 

令和5年(ネ)第3117号時間外手当等請求控訴事件

(原審・東京地方裁判所立川支部令和3年(ワ)第518号)

口頭弁論終結日 令和5年8月8日

5

判 決

東京都立川市錦町3丁目1番29号 サンハイム立川1階

控 訴 人 社会福祉法人幹福社会

同代表者理事長 野 口 俊 彦

同訴訟代理人弁護士 宮 本 寛 之

10

東京都国立市東2-16-12 メゾンDEハーブ201

被 控 訴 人 久 保 田 順 哉

同訴訟代理人弁護士 谷 田 和 一 郎

主 文

15

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求をいずれも棄却する。

20

第2 事案の概要（略称は原判決の例による。）

- 1 本件は、控訴人と雇用契約を締結し、控訴人において非常勤スタッフとして障害者居宅支援サービス等の業務に従事している被控訴人が、控訴人に対し、  
①平成30年6月支払分から令和2年4月支払分の深夜割増賃金のうち57万2922円と、②平成30年6月支払分から令和3年1月支払分までの深夜割増賃金を除く未払時間外割増賃金のうち47万2704円がいずれも未払であると主張して、①及び②の合計104万5626円及びこれに対する各支払日

25

から請求に係る最終支払日である令和3年1月28日までの確定遅延損害金9万0543円並びにうち88万2588円（令和2年3月支払分までの時間外割増賃金）に対する令和3年1月29日（最終支払日の翌日）から支払済みまで平成29年法律第45号による廃止前の商事法定利率年6分の割合による遅延損害金、うち16万3038円（令和2年4月支払分以降の時間外割増賃金）に対する同日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求めるとともに、労基法第114条に基づく付加金82万1365円（平成30年12月支払分以降の未払に係るもの）及びこれに対する本判決確定の日の翌日から支払済みまで民法所定の年3%の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

原審が被控訴人の請求をいずれも全部認容したため、控訴人が控訴した。

2 前提事実となる事実並びに争点及び争点に関する当事者の主張は、後記3のとおり、当審における控訴人の補充主張を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」第2の1から3まで（原判決2頁14行目冒頭から16頁18行目末尾まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 当審における控訴人の補充主張

(1) 控訴人は、利用者に対し様々な生活スタイルに対応した時間帯の介助サービスを提供しており、介助を実施する多数の労働者との緻密な労働時間調整が必要となるため、これに応え得る人的・組織体制を整えた上で、個別の非常勤ケアスタッフの所定労働時間については、全ての非常勤ケアスタッフとの個別合意により決定し、毎月発行する「月間スケジュール」という形で確認している。スタッフの自己都合で事後的に変更することも可能で、控訴人の国立事業所がスタッフからの変更要請を拒否したことは一度もない。勤務のパターン化が極めて困難であることから、就業規則では具体的な始業時刻と終業時刻の定めや各直勤務の組み合わせ等についての記載はされていないが、月間スケジュールの作成による具体的な訪問時刻・退出時刻の記載によ

り、所定労働時間を特定することが予定されている。

かかる事実関係においては、就業規則においても所定労働時間が特定されているというべきであり、通達上の基準（始業時刻と終業時刻の具体的な定め、各直勤務の組み合わせの考え方、勤務割の作成手続とその周知の方法が就業規則に記載されていること）も満たしている。労基法32条の2が変形労働時間制において就業規則により所定労働時間の特定を求めた趣旨は、労働時間の不規則な配分によって労働者の生活設計に与える不利益を最小限に抑えることにあるが、控訴人においては上記のとおり月間スケジュールの作成後に労働者の自己都合で変更可能であるから、かかる不利益は観念し得ず、同条の趣旨に反する事態にはならない。

(2) 仮に、控訴人の就業規則の定めにも不備があるとしても、平成30年5月から令和2年10月にかけての被控訴人の現実の労働時間は1月当たり平均して125.85時間と労働時間の総枠の定めから大きく下回っており、労働者の生活設計に与える不利益を被ることは皆無であった。にもかかわらず、被控訴人は、就業規則の不備を殊更に強調し、変形労働時間制の不適用を主張して追加の時間外賃金を請求しているが、これは信義誠実に反する行為であり、その請求は権利濫用に当たる。

(3) 日中の時間帯（午前5時から午後10時まで）における介助業務に比べると、深夜の時間帯（午後10時から午前5時まで）における介助業務は、基本的には泊まり介助であって負担は軽い。にもかかわらず、深夜割増賃金が支払われることから、ケアスタッフの多くが深夜の時間帯における勤務を希望し、日中の時間帯の人手が不足したため、日中手当を支給することとなった。日中手当は、日中の業務内容と介助者の負担の大きさに着目して付与することとしたものであるから、「通常の労働時間の賃金」には該当しない。

### 25 第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、被控訴人の請求をいずれも全部認容すべきと判断する。

その理由は、後記2において当審における控訴人の補充主張に対する判断を加えるほかは、原判決の「事実及び理由」第3の1から4まで（原判決16頁20行目冒頭から20頁3行目末尾まで）のとおりであるから、これを引用する。

5           ただし、原判決20頁2行目の「認められるから」を「認められ、労基法114条に基づく付加金については、変形労働時間制や日中手当の扱いなどにおいて、控訴人独自の理解に基づいて労働者に不利益を与えてきたことなど、本件に現れた一切の事情を考慮して平成30年12月支払分以降の未払に係る割増賃金と同額（82万1365円）の支払を命じるのが相当であるから」に改  
10           める。

## 2 当審における控訴人の補充主張に対する判断

(1) 控訴人は、控訴人における非常勤ケアスタッフの就業時間は、各スタッフとの個別合意により決定しており、労働者の生活設計に与える不利益は生じ  
15           ないこと、勤務のパターン化が極めて困難であること等を挙げて、変形労働時間制の適用が認められるべきである旨主張する。

しかし、引用する原判決第3の1(2)のとおり、労基法32条の2第1項が  
20           所定労働時間の特定を求める趣旨は、変形労働時間制が労基法の定める原則的な労働時間制の時間配分の例外であって労働者の生活への負担が懸念されるため、労働時間の不規則な配分によって労働者の生活設計に与える不利益を最小限に抑えることにあることに照らすと、まずは就業規則において、月  
25           間スケジュールによる所定労働時間、始業・終業時刻の具体的な特定がどのようなものになる可能性があるか労働者の生活設計にとって予測が可能な程度の定めをする必要がある。ところが、控訴人の就業規則では月間スケジュールにより各就業日の勤務時間帯が定められるとするものであり、ケアスタッフにとっては前月25日までに月間スケジュールが交付されるまで労働時間  
            間が明らかではないから、労働者の生活設計の予測が可能とはいえず、その

不利益は、月間スケジュールの作成後に個別に勤務時間を変更することによって解消されるというものではない。介助サービスの利用者の都合によって就業時間が変化する実情があるとしても、それは、時間外勤務として扱われるべきであって、就業規則に就業時間の特定がおよそないものに変形労働時間制の適用を認めることはできない。

(2) 控訴人は、被控訴人の時間外手当の請求が権利濫用である旨主張するが、被控訴人の現実の労働時間が短いものであったとしても、変形労働時間制が適用されないとした場合に未払の時間外賃金が存在すれば、これを請求するのは労働者の権利であり、控訴人の就業規則に不備があることは上記(1)のとおりであるから、被控訴人が変形労働時間制の適用を否定して時間外手当を請求することが権利の濫用であるということとはできない。

(3) 控訴人は、日中手当は日中の業務内容と介助者の負担の大きさに着目して付与することとしたものであるから、「通常の労働時間の賃金」には該当しない旨主張するが、割増賃金の算定基礎となる通常の賃金とは、当該深夜労働が、深夜ではない所定労働時間中に行われた場合に支払われるべき賃金と解されるどころ、日中手当は、深夜労働時間帯以外の時間に労働をした場合に一律に支払われるものであり、通常の労働時間の賃金に含まれるというべきことは、引用する原判決第3の2のとおりである。日中の時間帯における人手が不足したため、日中手当を導入した経緯があったとしても、そのために日中手当を通常の賃金から除外することは、深夜労働に関し一定の規制を定めた労基法37条4項の趣旨に整合せず、許されない。

### 3 結論

以上によれば、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとし、主文のとおり判決する。

永谷典雄 

裁判長裁判官

永 谷 典 雄

吉田光寿 

5

裁判官

吉 田 光 寿

中野達也 

10

裁判官

中 野 達 也



これは正本である。

令和5年10月19日

東京高等裁判所第21民事部

裁判所書記官 金谷 由布子

